

# 「栃木県人権施策推進基本計画(2026～2035)（素案）」の概要

生活文化スポーツ部人権男女共同参画課

## 第1章 基本的な考え方

### 1、2 基本計画策定の背景・趣旨

- 栃木県では、平成15年に「栃木県人権尊重の社会づくり条例」を施行するとともに、「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を策定しました。平成18年には、この基本方針に基づき「栃木県人権施策推進基本計画」を策定し、平成23年にはこの計画を改定して、各種人権施策を総合的に推進してきました。
- これまで、女性やこども、高齢者、障害者、部落差別（同和問題）等に関する様々な人権課題に取り組んできましたが、依然として児童虐待や配偶者からの暴力、偏見からくる不当な差別などの人権侵害が生じています。また、企業の経済活動の拡大等による国際化、スマートフォンの普及等による情報化、加速する少子高齢化などに伴い、新たな人権問題が顕在化するとともに、個々の人権問題も複雑化・多様化しています。
- 不当な差別や虐待などの人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、令和7年度をもって推進期間が終了する「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」を引き継ぎ、その成果と課題を踏まえて新たな「栃木県人権施策推進基本計画(2026～2035)」を策定します。

### 3 基本計画の性格

「栃木県人権尊重の社会づくり条例」第5条に基づいて策定した「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」に規定されている「人権教育及び人権啓発」並びに「相談・支援」に関する取組の方向性を示す計画として位置付けます。

また、栃木県重点戦略及び人権に関する課題ごとの個別計画との整合性を図ります。

### 4 基本計画の推進期間

基本計画の推進期間は、令和8年度からの10年間とし、必要に応じ中間年に見直すこととします。

### 5 目標達成のための指標

人権教育・啓発を推進する上で、計画的に進めることが重要であることから、本計画からは人権施策の推進に係る目標指標を新たに設定します。

「あなたは、現在の日本は、基本的人権が尊重されている社会であると思いますか。」  
⇒ 尊重されている社会であると思う人の割合 : 70%（令和17年度）

## 第2章 人権施策の推進に関する基本的事項

- この基本計画は、「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」に基づき、
  - 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、偏見や不当な差別のない社会
  - 誰もがそれぞれの幸福を最大限に追求し、自己実現を図ることができる社会
  - 一人ひとりの違いを豊かさとして認め合い、共生できる社会の実現を目指して、各種人権施策を総合的に推進します。

### 1 人権教育及び人権啓発

#### ○ あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

県民一人ひとりが、人権の意義や重要性を理解するとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚・人権意識を十分に身に付けることができるよう、あらゆる場を通じて、人権教育及び人権啓発を推進します。

##### (1) 学校における人権教育の推進

- ◇ 自他を大切にする共生社会の実現に向けた教育の推進
- ◇ 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上
- ◇ 人権に関する学習や啓発の充実

##### (2) 家庭、地域における人権教育及び人権啓発の推進

- ◇ 生涯にわたる学習機会の提供
- ◇ 家庭や地域の教育力の向上
- ◇ 県民への人権啓発の推進

##### (3) 企業・団体等における人権教育及び人権啓発の推進

- ◇ 自主的な教育・啓発活動への支援

#### ○ 特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発の推進

行政職員、教員・社会教育関係職員、警察職員、消防職員、医療・福祉関係者マスメディア関係者などに対する研修等の実施及び支援を行います。

### 2 相談・支援

#### ○ 相談支援体制の充実

- ◇ 相談窓口の機能充実と関係機関の連携強化
- ◇ 相談員等に対する研修の充実や地域リーダーの養成
- ◇ 各相談窓口に関する情報の県民への発信

# 「栃木県人権施策推進基本計画(2026~2035)（素案）」の概要

## 第3章 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

重要課題と位置づけた各人権問題について、施策の基本方向を定め、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

### 1 女性

女性に対するあらゆる暴力が根絶され、女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、性別による差別がなく、男女が平等でお互いの人権が尊重される男女共同参画社会の実現が求められています。

#### 【施策の基本方向】

- 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
  - ◆ 固定的な性別役割分担意識の解消
  - ◆ あらゆる分野の意思決定層への女性の参画拡大
  - ◆ 働く場における男女共同参画の推進
- 男女の人権の尊重
  - ◆ 女性に対する暴力の根絶に向けた教育及び啓発
  - ◆ 相談支援体制の充実等
  - ◆ 性の尊重

### 2 こども

県民一人ひとりが、未来を担うこどもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められています。

#### 【施策の基本方向】

- こどもの人権の尊重
  - ◆ 県民意識の醸成
  - ◆ 「心の教育」の推進
- いじめ・暴力、体罰などの問題に関する取組の推進
- ひきこもり対策の推進
- 不登校総合対策の推進
  - ◆ 不登校の未然防止に向けた取組の充実
  - ◆ 不登校児童生徒への初期対応（早期発見・早期対応）の充実
  - ◆ 不登校児童生徒及び保護者への支援の充実
- 児童虐待防止対策の充実
  - ◆ 児童虐待防止のための体制整備
  - ◆ 虐待を受けたこどもの自立支援
- 子育て環境づくりの推進
- こどもの貧困対策の推進
- 社会的養育の体制整備

### 3 高齢者

援護を必要とする高齢者を地域全体で支えていく仕組みを確立するとともに、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる社会を実現することが求められています。

#### 【施策の基本方向】

- 高齢者の人権の尊重
- 高齢者の尊厳の確保
- 自立支援と生きがいづくりの推進
- 高齢者に配慮した生活環境の確保

### 4 障害者

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現することが求められています。

#### 【施策の基本方向】

- 共生社会の実現
  - ◆ 障害及び障害者に対する理解の促進
  - ◆ 障害を理由とする差別の解消の推進
  - ◆ 権利擁護の促進
  - ◆ 障害者虐待の防止
- 障害者が安心して暮らせる環境の確保
- 障害者の社会参加の促進
- 特別支援教育の充実

### 5 部落差別（同和問題）

部落差別が不当な差別であるという正しい理解が進む一方で、心理面における偏見や差別意識、インターネット上の差別的書込等の差別事案が依然として存在しており、的確に対応していく必要があります。

#### 【施策の基本方向】

- すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発の推進
  - ◆ 人権啓発の推進
  - ◆ 人権教育の推進
- えせ同和行為の排除
- インターネット上での差別事案の解消に向けた取組

# 「栃木県人権施策推進基本計画(2026～2035)（素案）」の概要

## 第3章 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

### 6 外国人

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会（外国人との共生社会）の実現が求められています。

#### 【施策の基本方向】

- 外国人の人権の尊重
  - ◆ 共生意識の醸成
  - ◆ 国際感覚豊かな人材の育成
- 在県外国人支援の充実
  - ◆ 外国人にもわかりやすい情報提供・発信の促進
  - ◆ 相談体制の確保
  - ◆ 日本語学習の促進
  - ◆ 外国人の適正就労の推進

### 7 感染症の患者等

(HIV感染者等、肝炎ウイルス感染者等、ハンセン病患者・元患者及びその家族、新型インフルエンザ等の感染者等)

エイズや肝炎ウイルス、ハンセン病及び新型インフルエンザ等に対する理解不足に基づく偏見や差別を解消し、感染症患者等が安心して医療を受けることができ、自立した生活を送ることができる社会を実現することが求められています。

#### 【施策の基本方向】

- 偏見や差別意識解消のための教育・啓発の推進
  - ◆ エイズに関する正しい知識と理解の普及
  - ◆ 肝炎に関する正しい知識と理解の普及
  - ◆ ハンセン病に関する正しい知識と理解の普及
  - ◆ 新型インフルエンザ等に関する正しい知識と理解の普及
- 相談・支援体制の整備

### 12 その他の人権問題

アイヌの人々、刑を終えて出所した人及びその家族、ホームレス等生活困窮者にかかる人権問題、北朝鮮当局によって拉致された被害者等及び働く人の人権問題等、今後、社会環境の変化等に伴い新たに生じる人権問題については、あらゆる機会を通じて、人権教育及び人権啓発を推進します。

### 8 犯罪被害者及びその家族

犯罪被害者等が、その受けた被害から一日も早く心身ともに回復し、再び平穏な生活が営んでいけるよう社会全体で支えていくことが求められています。

#### 【施策の基本方向】

- 犯罪被害者等のニーズに応じた対応
- 犯罪被害者等の相談・支援体制の強化
- 犯罪被害者等支援の重要性に関する県民意識の醸成

### 9 インターネットによる人権侵害

インターネットにおける誹謗中傷やプライバシー侵害などが人権に関わる深刻な課題となっています。また、子どもの利用増加に伴い、ICTリテラシーの育成と情報モラルの醸成を図るための教育の推進が課題となっています。

#### 【施策の基本方向】

- 情報モラルの醸成及び関係機関との連携
- 青少年のインターネット利用環境の整備
- 「生命（いのち）の安全教育」の推進

### 10 災害に伴う人権問題

災害時に被災者一人ひとりの人権をいかに確保していくかが求められています。

#### 【施策の基本方向】

- ・ 市町の個別避難計画の作成支援
- ・ 防災分野における女性の参画拡大
- ・ 男女共同参画の視点を生かした避難所運営のための市町との連携

### 11 性的マイノリティの人々

性的指向及びジェンダー・アイデンティティを理由とする偏見や差別をなくすことが求められています。

#### 【施策の基本方向】

- ・ 偏見や差別意識解消のための教育・啓発の推進
- ・ 児童生徒一人ひとりを大切にした支援や相談体制の充実

# 「栃木県人権施策推進基本計画(2026～2035)（素案）」の概要

## 第4章 計画の推進

### 1 県の推進組織

- ・「栃木県人権施策推進本部」のもと、緊密な連携を図り総合的かつ効果的な関係施策の推進に努めます。
- ・各部局においては、この基本計画を十分に踏まえ、施策を推進します。

### 2 国及び市町との連携

- ・法務省（宇都宮地方法務局）や栃木県人権擁護委員連合会等で構成する「栃木県人権啓発活動ネットワーク協議会」のもと、人権啓発活動関係機関と連携・協力し、人権啓発活動を推進します。
- ・市町に対して人権教育及び人権啓発に関する情報提供や助言等を行うとともに、市町の取組への積極的な支援を行います。

### 3 企業・団体等との連携

- ・県民や企業等における自主的、主体的な活動との連携を図り、協働して人権尊重社会の実現に努めます。
- ・「栃木県人権教育・啓発推進県民会議」等を通じて企業等との連携を図るとともに、その主体的な取組を支援します。

### 4 計画のフォローアップ

- ・各種施策の推進状況については、毎年度「栃木県人権教育・啓発推進県民会議」等において検証し、その結果を施策の更なる推進に反映するよう努めます。



© 栃木県